

予防接種のお知らせ

定期予防接種(国が積極的に勧奨する予防接種)は、その感染症にかかりやすい年齢などの理由から、標準的な接種期間が定められています。対象期間であれば、無料で接種を受けられますが、なるべく標準的な接種期間に、接種を済ませておくようにしましょう。

また、接種勧奨の差し控えなどの理由により、接種機会を逃した方に対して、特例として従来の定期接種の年齢を超えて公費での接種が認められています。

接種がまだの方は、夏休みなどを利用して接種することをお勧めします。

◎接種場所

真鶴町国保診療所、その他町が委託している医療機関で接種できます。

◎定期予防接種の種類と標準的な接種期間

(※カッコ内は公費で接種できる定期予防接種の対象期間)

○ 麻しん風しんワクチン

2期:5歳以上7歳未満の者であって
幼稚園・保育園の年長クラスで1回

○ 日本脳炎ワクチン

1期初回:3歳以上4歳に達するまでに2回(生後6か月から生後90か月未満)
1期追加:4歳以上5歳に達するまでに1回(生後6か月から生後90か月未満)
2期 :9歳以上10歳に達するまでに1回(9歳以上13歳未満)

○ 二種混合(破傷風・ジフテリア)ワクチン

11歳以上12歳に達するまでに1回(11歳以上13歳未満)

○ 子宮頸がん予防ワクチン

中学1年生(相当)で3回(小学6年生～高校1年生(相当))*女子のみ



◎特例接種の種類と対象者

○子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種

接種が完了していない平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれの方が対象です。

○日本脳炎ワクチン接種の特例

接種が完了していない平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた方で、20歳未満の方が対象です。

Check

※必ず、母子健康手帳等の接種記録から、これまでの接種回数をご確認ください。

既定の回数以上を接種した場合や白血病等の長期療養などの特別な理由なく、対象期間外で接種した場合は、接種費用は全額自費となります。

※その他の定期予防接種について、ご不明な際はお問い合わせください。

□問い合わせ 福祉課 ☎内線232